

別表（第3条第1号及び第4号関係）

<選定条件>

- 1 山口県内に在住する18歳以上の者であること。
- 2 一時預託の実施に当たって、住居や周辺環境の制限がないこと。
- 3 一時預託を実施する場所は、次の要件を満たすこと。
  - (1) 一時預託の実施に十分な広さがある屋内で飼育すること。
  - (2) ケージ等を洗浄するための給排水・洗浄設備があること。
  - (3) 空調設備等があり、室内温度を一定に保つことができること。
  - (4) 不慮の事故等の発生防止のため、ケージ等で管理できること。
- 4 動物を一時的に飼養することについて、同居人全員の同意を得ていること。
- 5 同居人に動物アレルギーの者がいないこと。（同居人に動物アレルギーの者がいる場合は、飼育の方法等により対処できること。）
- 6 動物の適正な飼育管理に必要な、適当な時間を確保できること。
- 7 動物を自家用車等で送迎することができること。
- 8 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - (1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射等を実施していること。
  - (2) 繁殖制限措置を講じていること。
  - (3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
  - (4) 感染性の疾病に罹患していることが疑われないこと。
  - (5) 飼育している犬と預託動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症等のリスクを承知すること。
- 9 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
  - (1) 屋内のみで飼育していること。
  - (2) 繁殖制限措置を講じていること。
  - (3) 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
  - (4) 感染性の疾病に罹患していることが疑われないこと。
  - (5) 飼育している猫と預託動物を分けて飼育できること。なお、分けて飼育できない場合は、感染症等のリスクを承知すること。
- 10 その他、所長が必要と認める要件を満たしていること。